

琴浦町中小企業

省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金

『申請の手引き』

令和8年4月

◆本手引きは、琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）を補完するものです。

◆本手引きに記載のないものについては、交付要綱及び補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という）を参照、又は琴浦町商工観光課に確認してください。

補助金を交付申請される皆様へ

琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金(以下、「本補助金」といいます。)は、公的資金を財源としていることから、琴浦町(以下、「町」といいます。)として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、交付申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、交付申請・受給されますよう、お願いいたします。

1	事業の概要	
2	補助内容	
(1)	補助対象者	1
(2)	補助対象外事業者	2
(3)	設備導入の対象となる事業所について	3
(4)	補助対象事業	4
(5)	補助対象外経費	5
(6)	補助上限額及び補助額等	6
(7)	交付申請・補助事業実施に当たつての確認事項	6
(8)	手続きの流れ	7
3	交付申請	
(1)	交付申請受付期間(必着・厳守)	8
(2)	交付申請方法	8
(3)	交付申請に当たつての留意事項	8
(4)	必要書類	9
(5)	審査・選定	10
(6)	交付決定	10
4	補助対象事業の実施	
(1)	事業の開始	10
(2)	事業内容等の変更	11
(3)	補助事業の遅延について	11
(4)	補助事業の中止又は廃止	11
(5)	実績報告	12
5	補助金の請求・受領	
(1)	補助金額の確定、補助金の交付	12
(2)	交付決定の取消し	13
(3)	補助事業により取得した財産の管理	13
(4)	書類の整備等	13
6	問合せ先	

1 事業の概要

この補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けた町内の中小企業等が行う省エネエアコン及びLED照明の導入に要する経費の一部を助成することにより、省エネルギー対策の促進及び経営の継続を支援することを目的としています。

2 補助内容

(1) 補助対象者

町内で事業活動を営んでいる中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう）であって、以下①～④の要件をすべて満たす事業者です。

①町内で事業を営む中小企業等

町内で事業を営んでいる中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、以下「みなし大企業」を除いた事業者を指します。

※「みなし大企業は、以下のいずれかに該当するものとします。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する中小事業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者

カ 申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

②本町に事業所を設置し、通年で事業を行う者

③本町で1年以上事業を行っており事業継続の意思がある者

④町税等の滞納がない者

【補足】

申請者の所在地	設備更新事業所の所在地	補助申請の可否
琴浦町内	琴浦町内	可
他市町村	琴浦町内	可
琴浦町内	他市町村	不可
他市町村	他市町村	不可

【表1 補助事業の対象となる中小企業の規模】

業種分類	中小企業基本法の定義
①製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
③小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
⑤ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
⑥ソフトウェア業、情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

※資本金等の総額又は常時使用する従業員数のいずれか一方の要件を満たしていることが必要です。

(2) 補助対象外事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。
- ②補助対象事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間に課題を有するとき。
- ③補助対象者が暴力団等の反社会的勢力であるとき、反社会的勢力との関係を有しているとき若しくは反社会的勢力から出資等の資金提供を受けているとき又はこれに類すると認められるとき。
- ④過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているとき。
- ⑤過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出しているとき。
- ⑥次の申立てがなされているとき。
 ア破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 イ会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 ウ民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
- ⑦債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされているとき。
- ⑧補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していない(債務超過の状況にある)。
- ⑨その他町長が適当でないと認める者

(3) 設備導入の対象となる事業所について

事業所とは、日本標準産業分類にて定義する事業所で現に事業の用に供する施設を指します。

また、本補助金で補助対象とする事業所は、申請者自らが行う経済活動の場所的単位であって、原則としてその経済活動に次の二つの要件を備えているものとします。

①経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

②財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して継続的に行われていること。具体的には、工場、製作所、事務所、営業所等と呼ばれるものが対象です。

注意事項

※商業ビルや集合住宅(マンション等)などの所有者等で、当該施設等において自ら事業を実施していない場合については、管理者等を配置していた場合であっても、補助対象外となります。

※社員寮や保養所等の従業員の宿泊等の内部的、便宜的目的に供されるものは、事業所に含まれず、補助対象外です。

※居住用途に係る施設への設備の導入は対象外です。また、居宅と事業所とを兼用している場合も補助対象外です。(ただし、設置区画がもっぱら事業の用に供することが明確であれば例外として対象とします。単に机やキャビネットやパソコンが設置してあるだけでは対象外です。)

※申請者が事業所の所有権を有する必要はありませんが、所有者の同意が必要です。

(4) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業(以下、「補助対象事業」といいます。)は、中小企業等が町内の事業所において実施する事業で、以下①～④の要件をすべて満たす事業です。

①省エネルギーの促進に資する以下の設備を既存設備に替えて導入する事業であること

設備区分	要件
高効率空気調和設備 (省エネエアコン)	<p>A、B のいずれかを満たすもの</p> <p>【A】 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 149 条第 1 項に基づく、いわゆるトップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が 100%以上の設備 (令和 8 年 4 月 1 日時点で有効なもの)</p> <p>【補足】 トップランナー基準を達成している製品は、メーカーのカタログや仕様書等で以下の表記がされているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 右のマークがついているもの ii 「省エネ法基準クリア商品」の記載がある製品 <p>【B】 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (Ⅲ) 設備単位型 (令和 6 年度補正予算)」において補助対象設備として登録、公表されている設備</p> <p>※右記のサイトで確認できます。 https://sii.or.jp/setsubi06r/search/</p>
LED 照明設備	<p>①非常灯は含みませんが、一般的な照明と兼ねるものは含みます。</p> <p>②光源部のみの交換や LED 照明設備から LED 照明設備への交換は対象外です (配線工事のみも対象外)。</p>



注意事項

※本補助事業は、既存設備等に替えて新しい設備を導入することが前提のため、既存設備等については必ず撤去や処分を行うことが必要です。既存設備等の撤去、処分を行わない場合は補助対象外となります。

※今まで設置していなかった場所への導入は補助対象外となります。

※既存設備は申請時点で運用している設備であること。(故障していたり、設置はしているが使っていない場所の設備更新は対象外です)

※仕様上能力が高い設備への更新 (馬力の増加など) や台数の増加などにより、設備の能力を向上させるものは原則、補助対象外となります。

※更新設備は未使用品に限ります。

※既存設備、及び更新設備の所有者は申請者であること。

※既存設備、及び更新設備は型番等が明確で下記②による算定が可能なもの。

※持ち運びが容易な設備など、補助対象の区分が明確にできない設備等の導入は補助対象外です。

②事業実施により削減される想定年間消費電力が設備単位で 10%以上であること。

※削減効果算定シート<別記様式 6>を使用して算出

③交付決定前に、現に補助事業に着手していないこと (契約を含みます)

④実績報告書提出期限までに事業が完了すること

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、表2 経費のうち必要不可欠な経費であって町が認めるものとしします。

また、対象外となる経費の例は表3のとおりですのでご参考ください。

【表2 補助対象経費】

補助対象経費	
設備費	設備費、必要不可欠な付属機器（空調における室外機など）
工事費	労務費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、機器搬入費、現場管理費など

※設備導入に係る交付申請の際は、2者以上の見積書を提出し、見積額が低い方を採用してください。

※自社製品、自社施工、関連事業者による施工は補助対象外とします。

【表3 補助対象外となる経費の例】

補助対象外経費
省エネ目的と関係がない機能等の追加や増設に係る経費
撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
既存設備等の劣化などに伴う原状復帰費、修繕費、補修費
設計費、諸経費等(内訳が不明瞭な経費)
工事費以外の経費(通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費、法定福利費、補助金等の申請手続に係る事務費、アスベスト調査費等)
予備又は将来用のものに要する経費
既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費
中古設備の導入に係る経費
建屋の修繕、新築、増改築等に係る経費
本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る経費
消費税及び地方消費税相当額

※本項目以外についても補助対象外の経費となる場合がありますのでご了承ください。

(6) 補助上限額及び補助額等

上限額	1 事業者 25 万円
補助率	補助対象経費の 1 / 2

※算定した額に千円未満の端数がある場合、端数金額は切り捨てます。

(7) 交付申請・補助事業実施に当たつての確認事項

①設備導入に係る補助について、補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手(発注等を含む)していないこと。

②補助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更等をする場合(軽微な変更を除く)には、交付要綱第9条に基づき変更・中止・廃止承認申請書(要綱様式第2号)等を町長に提出し、承認を受けること。

③補助事業により導入した設備は、原則として財産処分制限期間(5(3)の処分制限期間)中は、町の承認を受けることなく財産処分しないこと。

④実績報告書の提出後、導入した設備の確認等のために現地調査を行う場合があります。また、受給後(翌年度以降)に状況報告を求めることがあります。

⑤補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管すること。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、処分制限期間の間、保存すること。

⑥本補助金は、国の補助金を受けている場合は対象外になります。

⑦国以外の他補助金との併用は可能です。ただし、本補助金と他補助金の交付要件等は異なりますので、他補助金について本補助金と併用が可能かどうかは、申請者自らご確認ください。

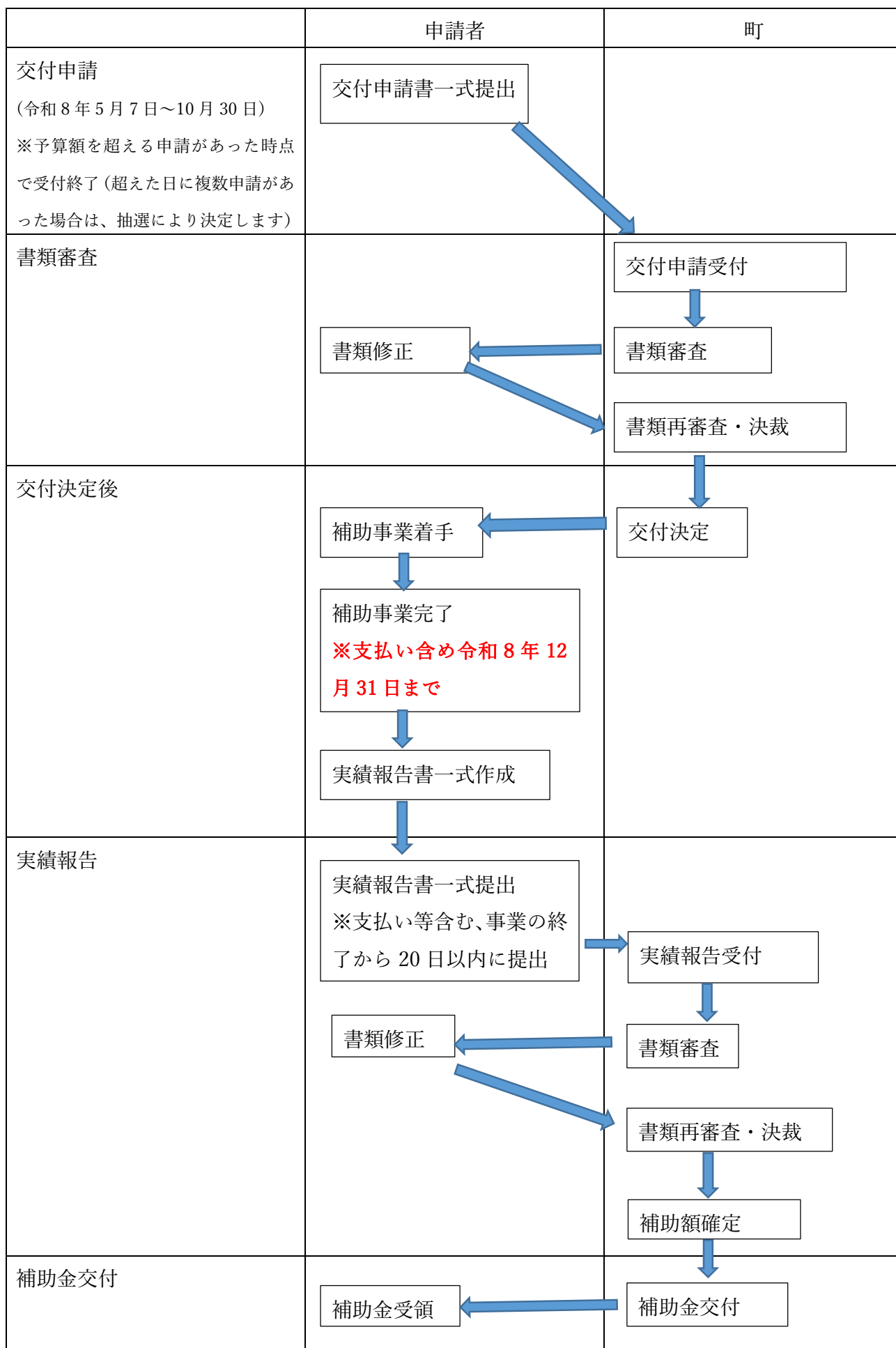
また、同一の補助対象経費について、重複して他の補助金を受けることはできません。他の補助金と本補助金の対象経費が明確に区分できる場合に限り可能です。

⑧補助金の交付申請は同一年度、同一事業者につき1回限りです。

⑨上限25万円の範囲内であれば、エアコンとLEDの両方の更新も対象となります。複数台の申請も対象です。

⑩利益等排除のため、補助事業において、自社製品、自社施工、関連事業者による施工は、補助対象経費の中に補助企業者自身等の利益が含まれるため補助対象外とします。

(8) 手続きの流れ



3 交付申請

(1) 交付申請受付期間(必着・厳守)

令和8年5月7日(木) ~ 令和8年10月30日(金)

※期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご注意ください。

(2) 交付申請方法

以下の方法により交付申請書等をご提出ください。

【ア 持参、郵送による提出】

〒689-2392

琴浦町大字徳万 591-2 琴浦町商工観光課 商工係

【イ 電子メールによる提出】

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。

なお、提出にあたっては、メールの件名を「【申請者名(法人名等)】琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金」としてください。

(電子メール送信先)

syokoukankou@town.kotoura.tottori.jp

(3) 交付申請に当たっての留意事項

町から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに対応ください。ご対応いただけない場合は交付決定をすることが出来ない場合があります。連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

(4) 必要書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

なお、以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

※提出いただく書類について、原本を提出いただく必要はありません(データ又は写しによりご提出ください)。

※すべての書類が提出された日が収受日となります。受付は収受日の順となります。

※提出書類の控えを必ず用意し、財産処分制限期間(交付要綱第 15 条)中、保存してください。

No.	書類名	備考
①	補助金交付申請書<要綱様式第 1 号>	
②	重要事項確認書<別記様式 1 >	▼代表者印等の押印があるもの。写しを提出してください。
③	誓約書<別記様式 2 >	▼代表者印等の押印があるもの ▼提出方法によらず、誓約書の原本に押印した上で、当該原本を申請者が保管し、写しを提出してください。
④	事業計画書<別記様式 3 >	
⑤	削減効果算定シート<別記様式 6 >	▼既存設備の仕様が不明で診断できないものは対象外となります。
⑥	設備費・工事費の見積書(2 者以上)	▼発行後 3 か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの ▼型番が記載されたもの ▼見積書は、設備種別ごとの補助対象経費及び補助対象外経費の内訳が分かるようにしてください。 (見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載するなど。) ▼設備費・工事費の見積書については、2 者以上の施工業者から見積もりを徴取し、 補助対象経費が低い方の見積書 を補助対象経費の算出に使用してください。 ▼自社製品、自社施工、関連事業者による施工は、補助対象経費の中に補助企業者自身等の利益が含まれるため補助対象外とします。 ▼相場と比較し明らかに高額な見積書は補助対象外とします。 ▼撤去や処分は補助対象外ですが、要件確認のため撤去費・処分費の記載が必要です。
⑦	既存設備、更新設備のカタログ、仕様書等	▼トップランナー制度の基準を満たす導入設備の場合、達成していることが確認できるもの ▼⑤における算定で用いた値(定格能力、消費電力、等々)が全て確認できるもの。
⑧	既存設備の設置した年が分かる書類等	▼固定資産台帳など
⑨	現況設備(導入前)の写真	▼補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。 ▼部屋の様子が分かる写真も添付してください。 ▼型番等が分かる写真を添付してください。 ▼図面と突合ができるように番号等を記載してください。
⑩	図面(全体配置図など)	▼図面に導入前後の設備の位置、型番等を写真と突合して確認できるように記載してください。

⑪	事業主体と事業内容がわかる書類	(法人)法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※発行後3か月以内のもの (個人)開業届など事業を行っていることが分かる書類
⑫	確定申告書等(直近1年度分)	(法人)確定申告書別表1、法人事業概況説明書、貸借対照表及び損益計算書 (個人)確定申告書第1表のほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書も必要
⑬	賃貸借契約書及び所有者からの承諾書	▼補助対象事業所の所有者以外が交付申請する場合のみ、提出してください。 ▼任意の様式でかまいません

(5) 審査・選定

審査は、交付申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。

(6) 交付決定

予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者(以下、「交付決定を受けた者」といいます。)に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、交付申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

交付決定を受けてから補助事業に着手してください。交付決定前に着手していた場合、交付決定を取り消すこととなります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

4 補助対象事業の実施

(1) 事業の開始

交付決定を受けた者は、交付決定日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することを言います(着工のことではありません)。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

※交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

(2) 事業内容等の変更

交付決定を受けた者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更(事業内容(数量や種類)、事業費、事業者名、代表者名、住所等)が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに町に報告のうえ、町の指示に従ってください。また、町から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に町への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分に係る事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により交付要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外となります。

※変更が適当であると承認した場合でも、交付決定した金額を増額することはできません。

※交付決定後に設備等の型番が変更となり、削減される消費電力量が変更となる場合は、削減効果算定シート等を修正いただく必要があります。

【提出物】

- ・補助事業変更・中止・廃止承認申請書<要綱様式第2号>
- ・補助事業変更計画書<別記様式4>など
- ・変更内容が分かる書類

(3) 補助事業の遅延について

下記(5)の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「補助事業遅延等報告書」(要綱様式第3号)を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんのでご注意ください。

【提出物】

- ・補助事業遅延等報告書<要綱様式第3号>

(4) 補助事業の中止又は廃止

交付決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに町へ報告の上、事務局の指示に従い「補助事業変更・中止・廃止承認申請書」(要綱様式第2号)を提出し、承認を得てください。

【提出物】

- ・補助事業変更・中止・廃止承認申請書<要綱様式第2号>など

(5) 実績報告

交付決定を受けた者は、施工及び支払いが完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

【提出時期】 施工及び支払い完了後、速やかに(20日以内)提出してください。

【最終提出期限】 **令和9年1月20日(水)**

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

【提出物】

No.	書類名	備考
①	実績報告書	<要綱様式第4号>
②	事業実績書	<別記様式5>
③	決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)、納品書	▼領収書等支払いが完了していることを示す書類を提出してください。 ▼いずれかで、費用の内訳が確認できるようにしてください。
④	工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書	▼契約日が明記されたもの ▼申請者(発注者)及び施工者(請負者)の署名がされたもの ▼注文書及び請書の場合(両者揃って契約書に相当し、両者とも提出が必要です。)
⑤	補助事業の実施を示す写真(施工中・施工後のもの)	▼補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。 ▼設置後の設備の型番等が分かる写真を添付してください。

5 補助金の請求・受領

(1) 補助金額の確定、補助金の交付

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経た後、町から「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定を受けた者は、当該通知の受領後、次の書類を町に提出してください。

【提出物】

・補助金交付請求書<要綱様式第5号>

・補助金振込先の通帳の写し(表紙及び見開き1ページ目等口座情報が分かるページ)

※補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。

(2) 交付決定の取消し

交付要綱の規定に違反する行為があったとき、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

(3) 補助事業により取得した財産の管理

注意事項

▼補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について町の承認を受けなければなりません。

▼処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

▼また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間保存しなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

【処分制限期間】

設備区分	処分制限期間
高効率空調設備（省エネエアコン） 建物附属かつ出力 22kW 以下	13 年
高効率空調設備（省エネエアコン） 建物附属かつ出力 22kW 超	15 年
高効率空調設備（省エネエアコン） 上記以外（壁掛けなど）	6 年
LED 照明設備	15 年

【提出物】

- ・取得財産等の処分承認申請書<要綱様式第 6 号>

(4) 書類の整備等

補助金受領者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管してください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、処分制限期間の間、保存しなければなりません。

6 問合せ先

琴浦町商工観光課 商工係

電話番号（0858）52-1713

メール：syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

受付時間：土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで